

親子3人乗り自転車レンタルのご利用にあたって（留意事項）

1. 自転車について

本レンタル事業は、子育て世代の外出時の利便性の向上や経済的負担を軽減することを目的としています。

レンタル自転車は安全にご利用いただけるよう点検・整備していますが、新品ではないため多少の使用感が見られる場合があります。また、レンタルの際には、自転車をお選びいただくことはできませんので、あらかじめご了承ください。

自転車の保管時は、必ず施錠していただくほか、劣化防止のため、お渡ししたサイクルカバーをご使用ください。

2. 利用料金について

利用料金は次の月額料金に点検・整備費用を足した額で、利用月数に応じた料金を一括でお支払いいただきます。市から納付書を送付しますので、納期限までに必ず納付してください。

(1) 月額料金 1,000円

(2) 点検・整備費用 3,500円程度

また、月単位（1か月未満の日数が発生した場合は、その端数を切り上げ1か月とみなす。）で計算し、日割計算は行いません。

※自転車損害賠償責任保険に自身で加入されていない場合は、実施店舗へお申し出ください。TSマークの保険に加入していただきます（1,500円～2,000円程度）。

3. 貸し出しについて

自転車は伊勢市内の市の指定する場所で貸し出します。

貸し出しの際には利用者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）を実施店舗へご提示ください。

なお、自転車の配送を希望する場合は、実施店舗へ相談してください。配送にかかる費用は利用者負担となります。

4. 利用者の遵守事項

利用者は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 自転車を安全かつ適正に使用し、又は維持管理すること。
- (2) 自転車を故意に損傷し、汚損し、改造し、又は形状を変えないこと。
- (3) 自転車を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- (4) 自転車を運転する場合、利用者及び同乗する幼児は必ずヘルメットを着用し、安全の確保に努めること。
- (5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の関係法令を遵守すること。
- (6) 市が指定する安全利用講習会を受講すること。
- (7) 自転車損害賠償責任保険等に加入すること。

5. 貸出期間・返却等

- (1) 貸出期間満了日までに実施店舗において点検・修理を受けてから返却してください。点検にかかる費用は利用料金に含まれているため、実施店舗でのお支払いは不要です。
- (2) 市外へ転出するなど要件を満たさなくなった場合は、速やかに市へ連絡し、実施店舗において点検・修理を受けてから返却してください。なお、費用については(1)のとおりです。
- (3) 貸出期間を超過して返却した場合は、超過した月数×1,000円をお支払いいただきます。この場合も実施店舗において点検・修理を受けてから返却してください。なお、費用については(1)のとおりです。
- (4) 自転車の貸出期間内での通常使用による磨耗（タイヤ、チューブ、ブレーキ用ゴム及びパッド等の磨耗）を除き、自転車のフレーム、ハンドル、スポーク、リム、ライト、チャイルドシート等の変形及び破損、タイヤのパンク修理等に要する費用は、利用者の故意又は過失を問わず、利用者の負担となります。

6. 事故・盗難の措置、鍵の紛失

- (1) 利用中に事故が発生したときは警察署に届ける等法令上の処置をとり、速やかに市へ連絡してください。
※事故による損害賠償等については、利用者にて負っていただきます。
- (2) 利用している自転車が盗難にあったときは、警察署に届ける等法令上の処置をとり、盗難届受理証明書等の交付を受けてください。また、速やかに市へ連絡してください。
※原則として利用者にて補償いただきますので、保管や利用中の盗難防止措置には十分ご注意ください。
- (3) 利用している自転車の鍵を紛失・破損したときは、直ちに市へ連絡し、交換料を負担していただきます。交換の際に配送等が必要な場合も、利用者の負担となります。なお、鍵を紛失した時点で、盗難保険は適用されません。

7. その他

本留意事項の規定に違反したときは、自転車の貸出しの承認を取り消し、又は貸出自転車の使用を停止します。

お問い合わせ先・連絡先
伊勢市健康福祉部子育て応援課
こども育成係
電話：0596-21-5561